

喜多方地方定住自立圏プロモーション業務仕様書

1 目的

喜多方地方定住自立圏を構成している喜多方市、北塩原村及び西会津町（以下「3市町村」という。）においては、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴い懸念されている風評被害の防止、風評払しょくのために3市町村それぞれが個別に取り組みを行っている。今年度は本県において、JRのデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）が開催されているところであり、DCの開催を契機として当圏域の市町村が連携して魅力や震災からの復興に関する取り組み等を発信するプロモーションを行い、風評の払拭、観光誘客の促進を図ること等を目的とする。

2 業務の内容

- (1) 動画媒体を活用したプロモーション
- (2) 視聴者参加型企画の実施
- (3) 上記2(1)及び(2)に関する業務報告書の作成及び納品

3 動画媒体を活用したプロモーションに関する要件

(1) 媒体

テレビ番組（タレント起用）又は動画（タレント・インフルエンサー等を起用）のいずれか一方を作成、公開すること。

(2) 媒体ごとの要件

① テレビ番組の場合

ア 放送対象地域

原則として首都圏又は関西圏の放送局での放送とする。ただし、首都圏又は関西圏の放送局での放送の後に、本件業務委託によらず、受託者の負担において福島県内で放送することは可能とする。

イ 電波形態

地上デジタル放送を原則とするが、視聴率等の根拠が提示できる場合はBS放送等も可能とする。なお、これらの放送に加えて、インターネット動画配信サービスにおいて配信することが望ましい。

ウ 出演者

テレビ業界等で活動しているタレント1名以上を出演させること。

エ ロケ及びロケハン

上記3(2)①ウで定めるタレントが3市町村でロケをすることとする。また、ロケに当たっては、3市町村と連携して十分なロケハンを行うこととする。

オ 番組数

1 番組以上を作成、公開すること。ただし、高視聴率が見込まれる既存の番組において、3 市町村の特集を作成することも可能とする。

カ 番組分数等

原則としてCMを含み 60 分程度の番組とする。ただし、視聴率等の根拠が提示できる場合は 60 分未満の番組も可能とする。なお、3 市町村を紹介する分数はそれぞれ均等とする。

キ 広告等

必要に応じてテレビCM等の広告を行うこと。

② 動画の場合

ア インフルエンサーの活用

日本国内の旅行に興味関心がある方に影響力を有するタレントやインフルエンサー 1 名以上を出演させること。なお、日本国内に加えてインバウンドにも影響力を有するタレントやインフルエンサーの出演を妨げるものではないが、日本国内に居住する方が主な対象であることに留意すること。

イ 媒体

上記 3(2)②アに定めるタレントやインフルエンサーの YouTube 等のアカウント (SNS を含む) で公開することとする。

ウ ロケ及びロケハン

上記 3(2)②アで定めるタレントやインフルエンサーが 3 市町村でロケをすることとする。また、ロケに当たっては、3 市町村と連携して十分なロケハンを行うこととする。

エ 動画本数

1 動画以上を作成、公開すること。なお、1 本の動画で 3 市町村を紹介する場合、又は、3 本の動画で 3 市町村をそれぞれ紹介する場合のいずれも可能とする。ただし、3 本の動画で 3 市町村をそれぞれ紹介する動画の場合は、いずれの動画を閲覧する場合も 3 市町村が一つの生活圈であることが分かるようにすること。

オ 動画分数等

作成する全ての動画における 1 市町村当たりの合計紹介時間は 20 分以上とする。ただし、動画 1 本当たりの分数は、動画の始まりから終わりまで全てが視聴されやすい分数とすること。

なお、3 市町村を紹介する分数はそれぞれ均等とする。

カ ウェブ広告等

必要に応じてウェブ広告を行うこと。

③ テレビ番組及び動画に関する共通の要件

- ア 3市町村それぞれの観光、物産等に関する魅力を紹介すること。
- イ 3市町村それぞれの東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興や風評の払拭に関する取組又は、3市町村を始めとする福島県産の食材の安全性の情報のいずれか一方、又は両方を紹介すること。

4 視聴者参加型企画に関する要件

- (1) 視聴者等を対象として3市町村内を会場とする参加型企画を1回以上実施すること。なお、可能な限り視聴者を参加の対象とすることが望ましいが、視聴者以外が参加することを妨げるものではないものとする。
- (2) 参加者から参加料等の金銭を徴収することは差し支えないものとする。
- (3) 福島県内在住者は企画の参加対象に含めないものとする。
- (4) 3市町村それぞれの観光、物産等に関する魅力を紹介すること。
- (5) 3市町村それぞれの東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興や風評の払拭に関する取組並びに3市町村を始めとする福島県産の食材の安全性の情報を紹介すること。
- (6) 宿泊を伴う場合は、3市町村に所在する宿泊施設への分泊も可能とする。

5 特記事項

(1) 機密保護

3市町村及び本件業務の受託者は、業務遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後も同様とする。

(2) 知的財産権の帰属

本件業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、汎用的な利用が可能なもの及び受託者が従前から権利を保有しているものを除き、3市町村にそれぞれ帰属するものとする。ただし、製作過程で発生した中間成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、受託者に帰属するものとする。

(3) 著作者人格権の不行使

本件業務の受託者は、3市町村及び第三者に対し、本件業務の成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 一括委任又は一括下請けの禁止

本件業務の受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。

(5) 経理処理

本件業務委託の財源として、「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」を活用していることから、復興庁が定める最新の「福島再生加速

化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）」経理処理等マニュアルに従い、適切に経理処理を行わなければならない。

(6) 打合せ

本件業務を効率的に執行するため、対面またはオンラインにて複数回の打ち合わせを行うこと。なお、対面の場合は3市町村の役場や現場等で行うこととし、3市町村までの移動に係る一切の費用及び打ち合わせに係る一切の費用は提案上限額に含むものとする。

(7) その他

テレビ番組の放送局や出演者等の選定に当たっては、履行期間内に公開できない事態や公開することで3市町村の名誉やイメージを毀損することが無いよう、社会情勢や出演者のSNS等での発言内容等を踏まえ、慎重に精査すること。

(8) 疑義の解消

本書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、3市町村と受託者が協議の上定める。